

平成 26 年第 3 回定例会 決算特別委員会にて質疑いたしました。

小野寺委員

平成 25 年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算、並びに同年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定に当たり、公明党神奈川県議会議員団を代表いたしまして、意見、要望を申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計決算についてであります。

経済情勢で見た平成 25 年は、内閣府が刊行した報告書、日本経済 2013-2014 によると、景気回復の動きが広がり、長引くデフレからの脱却と経済再生を実現する好機を迎えつつあるとされた年でした。さらに、日本銀行が本年 11 月 1 日に公表した経済・物価情勢の展望によれば、2014 年度から 2016 年度までの日本経済を展望すると、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けると予想されております。

また、平成 26 年 10 月時点の神奈川県内の経済状況についても、財務省関東財務局横浜財務事務所の神奈川県内の経済情勢によれば、先行きについては、一部に弱さが残るものの雇用・所得環境の改善が続き、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待されるとされております。

一方、平成 26 年 10 月 21 日の内閣府月例経済報告には、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がありますので、引き続き景気動向などを注視していく必要があります。

このような経済情勢を踏まえながら本県の財政状況を見ますと、緊急財政対策に着手した時点で予想されていた 1,600 億円の財源不足について、平成 24 年度からの 2 年間の取組により 1,495 億円の財源が確保され、また、税収増により財源不足対策にも目どが付き、神奈川県緊急財政対策本部も平成 25 年度をもって解散となりました。

しかし、平成 27 年度の財政見通しは、実質的な歳入は一定程度の増収にとどまる見通しである一方、歳出面では義務的経費の大幅な増額や政策課題への対応を図る財源確保の必要から、おおむね 550 億円程度の財源不足が見込まれるとのことです。急速な高齢化や人口減少社会の到来により、今後も厳しい財政状況が続くと思われまます。

一方、歳出では、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区における先進的な医薬開発や、さがみロボット産業特区における生活支援ロボットの実用化・普及促進の取組等、本県の強みや特色を生かした革新的な政策も推進する必要がありますし、少子・高齢化により経費の増大が予想される医療や福祉、居住のセーフティネットに関わる施策も着実に行わなければならない、将来の歳出圧力はますます高まっていくことでしょう。

限られた財源をいかに有効に活用するか考える上では、効率的な執行だけでなく事業を行ったことで得られる成果や、その成果の将来への発展、つながりについても十分に検討・検証することが、今後、ますます重要となります。知恵を出しながら、全庁一丸となって取り組んでいくよう、皆さんの、より一層の努力をお願いいたします。

それでは、一般会計の歳出関係から具体的に意見、要望を申し上げてまいります。

はじめに、公文書館の普及啓発についてであります。

公文書館では、歴史資料として重要な行政文書、古文書を収集保存し、後世に伝えるという、いわゆるアーカイブズについては、その重要性についてかなり理解が進んでいると思いますが、一般の県民には、図書館、博物館ほどにはなじみがないという印象を持っております。県民共有の記録遺産である公文書や古文書を収集保存し公開するという、公文書館の大切な役割をもっと県民に理解していただいても良いはずであります。

また、施設を活用していただくことは、県民の豊かな文化活動に資するとともに、情報公開の理念に基づいて県政を進めていくために、大変重要であると考えます。より多くの県民の方々に公文書館へ興味関心を持っていただけるよう、更に魅力的な普及啓発事業の実施に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、かながわボランティア活動推進基金21についてであります。

この基金は、公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動の推進を目的に設置された基金であります。ボランティア活動の自主性、主体性を尊重して、基本的にはNPOの自主的な提案に基づき支援するものとなっております。大事な基金ですので、しっかりと安全に運用していくことが必要です。

また、介護保険制度が改正されて、介護度要支援1及び要支援2の介護サービスが市町村の地域支援事業に移行されるという流れの中で、NPOやボランティアの方々に介護予防事業等をやっていただくことが大きな課題になっています。

そこで、この基金を使って、介護事業・介護予防を行うNPO等への支援をしていくことも、局を超えた連携という意味で非常に重要であります。社会全体の様々な変化を捉え、県としても提案できることはしっかりと提案し、基金の有効活用によるNPOとの連携に、着実に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、テレビ広報事業の推進についてであります。

県では視聴覚媒体広報事業のテレビ広報事業として、県の取組や施策を紹介したり、神奈川県内の様々な魅力を伝えることをコンセプトとして、カナフルTVをテレビ神奈川において放送しております。この番組は比較的高視聴率であり、県内にとどまらず県外視聴者もいらっしゃるということで、神奈川県観光振興という点からも活用できるはずであります。また、この番組は県のホームページにおいて、過去1年分の映像を動画として閲覧できます。しかし、県ホームページで全般的に使われている動画の形式がスマートフォン、タブレット端末での視

聴に未対応であり、ホームページへ掲載されているカナフルTVの番組も、スマートフォン等からは見ることはできません。最近、スマートフォン等でインターネットを利用する方が大変増え、業界ではスマホファーストとも言われております。カナフルTVがスマートフォンやタブレットでも見られるように早く対応していただくことが、番組の価値を更に高めると思います。また、スマートフォン等でホームページ上の番組が見られない場合には、利用者の利便性を考え、是非、分かりやすい表示をしていただくようお願いいたします。今後も、番組枠や映像コンテンツを有効に活用し、県内外に対しての情報発信を積極的に行っていただくよう要望いたします。

次に、環境学習の推進についてであります。

一口に環境と申しましても、その時その時で関心の対象や環境意識には変化があります。2011年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、国民のエネルギーに対する関心が一気に高まっていることもあり、環境エネルギーについて実践的に教える学校派遣事業は、本県の環境教育として大変有意義だと思います。教科書等を使った座学による環境教育の授業とは違い、企業や地域で実際に環境エネルギー問題に取り組んでいる方々の話を直接聞き、体験型の授業を受けることは、環境エネルギー問題を正しく理解し、環境保全に向けた行動を促すために重要であると考えます。環境意識の啓発というのは、子供のときからの習慣付けが非常に重要であり、将来に有効な環境を引き継ぐためにも、若い世代に対する環境教育を充実させる必要があります。これは、専門性、あるいは得意分野を持った企業や団体の理解・協力を得ながら進めることで、より効果的なものとなると考えられますので、多様な主体と連携しながら取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、障害児者の歯科診療についてであります。

本県においては、障害のある方が円滑に歯科診療を受けられるよう、神奈川県障害者歯科診療システムを構築しております。その一環として、障害者歯科診療推進事業費補助があり、政令指定都市を除く市町村における障害者の歯科診療体制整備を目的とし、一般開業医で診療が困難な患者を治療するために設置された二次診療施設を対象として、市町村への補助を実施しております。この二次診療施設は各診療圏域でおおむね1箇所設置されていますが、診療予約が取りにくいという問題があります。特に県央地域の予約が取りにくく、厚木市の診療施設では診療まで3箇月待ちとなることもあると聞いております。障害者歯科診療推進事業実施要綱を見ますと、各診療圏域における二次診療施設の設置数については、特に規定はありません。県央地域東部、特に大和市において診療を待つ期間が長いことや、診療施設までの距離が遠いという現状を受けて、障害児の親御さんからも新しい診療施設を設けてほしいという要望が強く出されております。

県においても、障害者歯科診療における各地域の実情を的確に把握した上で、市町村や歯科医師会とも連携を密にし、県の助成による障害者歯科診療施設の整備や地域による利便性の差異を解消する対策に、これからもしっかりと取り組んで

いただくことを要望いたします。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてであります。

超高齢社会の到来により、高齢者に対する在宅医療及び介護サービスの提供を充実させるためには、各市町村における地域包括ケアシステムをしっかりと支援していくことが、今後、ますます重要になってきます。県としては広域的な観点から、地域包括ケア会議での積極的な情報発信や各市町村への支援を、更に充実させていくべきであります。現在も、在宅医療と介護の連携推進のために、市町村と地域の医師会等との在宅医療に係る連携体制の構築や、医療職、介護職及び福祉職等の多職種を対象とした研修を実施しているとのことですが、県内の市町村における取組状況に差が出ないように配慮もしながら、しっかりと支援を行っていただきたいと思っております。

また、介護保険制度の改正により、介護サービスの一部が市町村事業に移行された後は、地域のNPOやボランティアが介護サービスの新たな担い手となることが想定されています。地域によっては介護人材の不足も予想されますので、県としても介護予防に係る研修を充実させる等により、人材の育成に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。高齢者に対し充実した医療・介護サービスを提供する上で、各市町村が地域包括ケアシステムを確実に構築していくことが、極めて重要となります。

本県としても、各市町村を支援する実効性のある取組を、今後も、しっかりと進めていただくことを要望いたします。

次に、神奈川県総合リハビリテーションセンターの指定管理についてであります。

県主導第三セクター(社福)神奈川県総合リハビリテーション事業団が指定管理者となっている神奈川県総合リハビリテーションセンターの決算資料を見ますと、平成25年度末の積立金が17億円と巨額になっており、問題があると考えますので、以下4点にわたって指摘をさせていただきます。

1点目は、本来有効活用されるべき17億円もの巨額な資金が、安易に積立金となっていることが大きな問題であります。また、他の指定管理者が運営上、資金的に苦労している中で、県OBが理事長を務める第三セクターが、指定管理料から留保金を生み出せるほど優遇されていると見られても仕方がありません。

2点目は、指定管理者制度の運用に関する指針を、今回のような問題を防止するために、詳細なマニュアルに改訂してください。細かい運用を規定しないと、再度、同じ問題が起きてしまいます。

3点目は、現行の指定管理契約が10年となっていることも、積立金を巨額にした一因だと思います。医療制度が大きく変化する中で、指定管理の期間についても見直しをする必要があるのではないかと考えます。

4点目は、県OBが関わる法人、団体に、今後も、積立金が多額に計上されていくようなことがあれば、県がどんなに財政事情の厳しさを訴えても、県民の信用を得られなくなります。神奈川県総合リハビリテーション事業団の積立金17億

円については、事業団と相談をして、県へ返還させるべきものは返還させる等、きちんとした対応をしてください。

次に、道路施設の適正な維持管理についてであります。

道路施設の老朽化が深刻化していく中で、道路施設の維持管理にしっかりと取り組み、点検をして良好な状況を保っていく必要があります。特に、車両が実際に走行する舗装部分は維持管理を怠ると、自動車走行時の荷重によるわだちが大きくなり、ハンドルを取られたり、陥没により穴が空けば二輪車や自転車の死亡事故につながることもありますので、舗装に関する維持管理の取組は非常に重要であります。道路陥没による交通事故を引き起こしかねない路面下の空洞については、調査できる方法が存在するという情報を入手し、公明党県議団としても積極的に調査の実施を提案させていただきました。路面下空洞調査の実施状況については、平成 25 年度に着手した緊急輸送道路における調査事業が、積極的な取組により 3 箇年計画を 1 年前倒しで完了見込みとのことですので、高く評価をさせていただきます。県民生活や産業活動、災害時の緊急輸送を支える道路は、社会インフラでも特に重要な施設であり、老朽化による災害の発生などがないよう、本県が管理する道路においては、これからも点検や補修を着実にを行い、道路施設の適切な維持管理に努めていただくよう要望いたします。

次に、音響式信号機等の整備についてであります。

本県も高齢化率が 21% を超え、超高齢社会となっております。高齢者が増えるということは、体の自由がきかない人が増えるということで、視力や聴力、その他もろもろの身体機能が衰える方が増えてまいります。

一方で、障害を持つ方々の積極的な社会参加も進んでおります。このような状況を鑑みると、高齢者や視覚障害者が安心して道路を横断できる環境を整備していくことが急務であり、特に県警察が進めている障害者や高齢者の安全性を高めるための信号機の整備は、非常に重要であると考えています。視覚障害者用付加装置、あるいは経過時間表示機能など、いわゆるバリアフリー対応信号機については、今、大変に増えている高齢者障害者の安全性、利便性を向上させ、全ての県民が生き生きと安心して生活していける社会への実現に向けて、今後も一層、県警察として積極的に整備を推進していただくことを要望いたします。

続きまして、公営企業決算関係です。

まず、水道事業における水道料金収入の確保についてです。

平成 25 年度決算において、水道事業の決算は黒字を確保したものの、平成 18 年度の水道料金改定以降、有収水量は減少傾向を示しており、今後も人口減少や節水機器の普及などにより減少傾向が続くと想定されていることから、平成 26 年 4 月にスタートした新しい水道事業経営計画においても、水道料金収入は年々減少していく想定となっております。しかし、このような厳しい状況にあるからこそ、水道料金収入の確保に向けた新しい対策を早急に講じる必要があります。用途別に見た場合、家事用については、トイレや風呂などの機器が更新されることにより自動的に節水が可能となることから、当面、使用量の増加を見込むことは困難

です。しかし、工場など大口需要者が多数存在する業務用の使用量を増加させる対策については、まだまだ工夫する余地はあるものと考えます。

まず、平成 23 年度に創設された地下水から県営水道に転換した事業者向けの水道料金や水道利用加入金の減額制度については、制度としては存在するものの利用が少ないとのことですので、現状のパンフレットをもっと見やすく改善するなど広報の強化に努めるとともに、転換を図ろうとする事業者の動向の把握に努め、早急な対応が可能となるように工夫をしていただきたいと思います。

また、平成 25 年度末で 89.3%と、他の水道事業者と比べて低率にとどまっている有収率の改善を図ることも重要な水道料金収入の確保対策でありますので、鉛管の解消や老朽管の更新などの漏水対策に全力で取り組み、高い数値目標を設定の上、改善に努めていただくよう要望いたします。

さらに、現在の水道料金体系は、使用量が多くなるほど単価が上がる逡増制を採用しております。この制度が導入された経緯については、水資源の保護という観点から一定の理解をいたしますが、今後はこの逡増制を緩和し、大口需要者に、より多くの水を使っていたけりような料金体系に見直すことも含め、水道料金の増収対策を検討するよう要望いたします。

次は、箱根地区水道事業包括委託についてです。

この事業は、箱根地区という水源から末端給水まで一連の業務がそろったフィールドで包括的に水道事業を実施することにより、民間事業者が水道事業運営のノウハウを身に付け、国内外に展開することを目的としております。この包括委託を実施することにより、民間事業者がノウハウを身に付けるだけでなく、企業庁としても、民間企業が得意とする広報戦略やお客様対応などの分野におけるノウハウを習得できる絶好の機会にもなると考えております。今後の企業庁における業務運営に対して、民間事業者から得たノウハウを積極的にフィードバックしていただくよう要望いたします。

以上、意見と要望を申し上げ、日程第 1、認第 1 号、平成 25 年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定について、日程第 2、認第 2 号、平成 25 年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成をいたします。